

## 綿糸紡績業の財務諸表分析及び資産再評價

今井 信 二

### 一 序

#### 二 綿糸紡績業における安全性と収益性

##### I 帯態比率を中心として

##### II 動態比率を中心として

#### 三 資産再評價の明細

#### 四 結

わが國産業諸部門の間にあつて最も重要な代表的地位を占めていた繊維工業も、日華事變以降わが國經濟が準戰時體制に移行するに及び、繊維工業は軍需優先の犠牲となりその規模を縮少するに至つた。そしてその縮少はまた原料輸入の激減に基因する生産能力の相對的過剩の調整であつたが、太平洋戰爭勃發後は原料輸入の杜絶によつてもはや自立困難となり、資材、勞力の軍需部門への轉用から設備そのものの轉換へ進み、更に戦局の不利にとともに設備をも軍需資財としてスクラップ化するところまで進むなど繊維工業は戰爭による犠牲産業として徹底的な整

備の對象となり、終戦當時は實に慘憺たる状態であつた。

然るに戦後繊維工業は經濟復興の推進力として多大の期待をかけられ、日本經濟再建のためには紡績業の復興が必要であることを認めた總司令部の相次ぐ覺書により着々復興し、遂に昭和二五年六月綿紡設備に對する一切の制限が撤廢されるに至つた。

この間におけるインフレーションの昂進、會社經理應急措置法の實施、ドツヂ・ライン、朝鮮動亂の勃發、資産再評價の實施等々を時代の背景として紡績業の復興は如何に行われてきたであらうか。

本稿においては、まず總括的に綿糸紡績業における靜態比率及び動態比率について考察し、次に綿糸紡績十社における資産再評價状況につき觀察することとする。

## 二

紡績十社各、の靜態分析については、既に岡村正人教授により、『紡績企業における資本構成』と題して發表せられてゐる。(同志社商學第三卷第二號、昭和二十六年十一月)

本項においては、綿糸紡績十社の總括したものを纖維工業全般及び全産業との比較において、靜態分析・動態分析を行うこととする。

靜態分析は企業安全性の測定を行うものであり、貸借對照表の財産構成、資本構成及び財産構成と資本構成との相互關係の分析であり、ここでは、資本構成比・他人資本構成比・資産構成比・固定比率・流動比率・負債比率について觀察することとした。

動態分析は企業収益力の測定を行うものであり、ここでは拂込資本利益率・總資本利益率・棚卸資産回轉率・固定資産回轉率・總資本回轉率を取上げた。年次は物價安定期の昭和一一年上期、第二次大戰勃發後の一七年以上期、終戦期の二〇年以上期、二一年上期及び經濟再建が軌道にのりはじめた二四年以上期以降二七年以上期までである。尙資料は日本興業銀行調査部編、産業金融時報によつた。

I

第 I 表 資 本 構 成 比 (百分率)

年 度	114年上期		174年上期		214年上期		244年上期		244年下期		254年上期		254年下期		264年上期		264年下期		274年上期	
	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人	自己	他人
業 種	72	28	58	42	34	66	15	85	38	62	39	61	33	67	32	68	37	63	44	56
綿 糸 紡 績	66	34	58	42	34	66	17	83	32	68	39	61	34	66	33	67	38	62	41	59
織 維 工 業	61	39	49	51	26	74	16	84	23	77	32	68	28	72	37	63	37	63	37	63
全 産 業	61	39	49	51	26	74	16	84	23	77	32	68	28	72	37	63	37	63	37	63

第二次大戰中あまり業況活潑でなく、そのため二一年上期の資本構成は他業種にくらべて他人資本増加傾向の少なかつた綿糸紡績業も、第 I 表の如く平和産業として生産の回復とともに急速に他人資本依存度を高め、加うるにインフレーションによる流動資産の膨脹は、必然的に短期資金需要の増加をもたらし、企業は専らそれを短期負債によつて賄つた結果、二四年以上期における資本構成は自己資本一五に對し他人資本八五という極めて悪化した内容を示してゐる。二四年以上期に底をついた資本構成も、二四年初頭以降における増資の増加並びに昭和二五年四月二

五日第七國會で成立した資産再評價法にもとづく固定資産の再評價により、自己資本の相對的地位は二四年下期及び二五年上期において上昇してきた。併しかかる自己資本の比重の増大は企業の實質的の資本蓄積によつてもたらされたというよりも、主として再評價の影響によるところが殊に大であることを考えれば、資本構成の戰前程度への回復は程遠い感があるといわざるをえない。尙當期損益金は自己資本に含まれている。

二五年六月に勃發した朝鮮動亂を契機とする生産量の増大は各社の設備増設を促し、この資金需要を自己資本によるよりも他人資本により多く依存したため、一時回復してきた資本構成も、二五年下期二六上期において再び他人資本の比重の増加により悪化を示した。ついで朝鮮動亂後の原料買付競争が終り、平均的な買付に移り運轉資金が今までほど要らなくなつたことなどのため、他人資本の絶対額が減少したことにより二六年下期の資本構成は好

第2表 他人資本構成比(百分率)

年 度	11年上期		17年上期		21年上期		24年上期		24年下期		25年上期		25年下期		26年上期		26年下期		27年上期									
	社債	長期借入金	社債	長期借入金	社債	長期借入金	社債	長期借入金	社債	長期借入金	社債	長期借入金	社債	長期借入金	社債	長期借入金	社債	長期借入金	社債	長期借入金								
總糸紡績	31	17	52	14	28	58	3	88	0	96	5	0	95	5	0	95	7	1	92	7	1	92	9	2	89	14	2	84
纖維工業	24	12	64	13	24	63	3	84	3	92	7	4	89	8	4	88	8	3	89	8	3	89	10	4	86	12	5	83
全 産 業	40	11	49	18	16	66	12	68	3	86	6	12	82	7	14	79	6	12	82	6	14	80	7	15	78	7	18	75

轉し、更に設備投資の一段落と操短により在庫の減少を圖り、代金の回收を強化して借入金の返済に努めたことによる他人資本の大幅な減少により、二七年以上期の自己資本比率は相當上昇した。

戦時中から戦後にかけて他人資本が急激に膨脹してきたことは前にも述べたところであるが、それも短期負債依存度が著しく高くなつてきている。即ちインフレーションによる流動資産の増大は必然的に短期資金需要の増加をもたらし、殊に社債は一般的な起債市場の不振のほか、特別經理會社では社債發行が行われなかつたため、企業は専ら短期負債によつて資金を賄つた結果相對的に長期負債の比率の低下となり、第2表の如く、二四年以上期には僅か四パーセントとなつた。尤もインフレーションが進行途上にあり經濟界の長期的な豫測も殆んど不可能な時代にあつては長期借入金の期間も戦前よりは短期化しているため、實質的な他人資本の短期化は比率に現われた以上のものであることは充分に想像せられるであらう。尙短期負債中には引當金が含まれている。

二四年末頃よりマーケットオペレーションが行われて起債が盛んになり、その使途中借入金返済に多くの部分を充當してきたため社債の比重を高めてきた。又二五年、二六年に行われた増資も自己資本充實による資本構成適正化のためのみならず、借入金返済にあつてきたため、短期負債の比率は漸次下降してきている。

第3表の如く戦後の資産構成においては、流動資産の比重は著しく増加しており、この不均衡は戦災による固定資産の減少に加うるに、インフレーションによる貨幣價值の低下は、取得時の低い帳簿價額により評價されている固定資産を相對的に減少させ、他方物價の上昇により流動資産が増大したことによるものである。二四年下半年二五年以上期には固定資産の再評價により、資産構成比における固定資産の割合は著しく増加した。併し二五年六月勃發

第3表 資産構成比(百分率)

年	度	11年上期		17年上期		21年上期		24年上期		24年下期		25年上期		25年下期		26年上期		26年下期		27年上期	
		固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動
業種	糸紡績	60	40	35	65	30	70	8	92	28	72	28	72	22	78	23	77	31	69	39	61
		55	45	34	66	29	71	13	87	26	74	32	68	25	75	27	73	33	67	38	62
業種	織維工業	58	42	33	67	40	60	21	79	28	72	37	63	31	69	43	57	44	56	45	55
		58	42	33	67	40	60	21	79	28	72	37	63	31	69	43	57	44	56	45	55
全産業																					

の朝鮮動亂の影響を蒙り資産構成は一時悪化の方向を示したが、綿紡その他の織維設備に關する諸制限が解除せられたため、その後の設備増設により固定資産の比率は上昇してゐるが、これは流動資産、殊に棚卸資産の増加の鈍化乃至減少によることも忘れてはならぬ。

第4表 固定比率(百分率)

業種	年度	11年上期		17年上期		21年上期		24年上期		24年下期		25年上期		25年下期		26年上期		26年下期		27年上期	
		固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動	固定	流動
業種	糸紡績	83	60	71	70	81	85	95	91	90	92										
		84	59	74	90	90	97	104	99	95	96										
業種	織維工業	95	68	128	146	124	124	131	124	124	128										
		95	68	128	146	124	124	131	124	124	128										
全産業																					

固定比率(Fixed Assets Ratio)は(固定資産÷自己資本)×100を以て示す(第4表)。(自己資本の中

には當期利益金は含まれていない。この比率は固定資産が自己資本をもつて如何なる程度に賄われているかを表わすものであり、固定資産は元來自己資本によつて賄われるべきであるから一〇〇パーセント以下であることが望ましい。固定資産再評價が固定比率の變化に對して影響を與えているもの、その後の設備増加が他人資本によつても相當行われたことにより固定比率は低下してきている。併し他の多くの産業の固定比率が一〇〇パーセントを上廻つてゐることを考えれば、綿糸紡績業における固定比率は相對的に良好とすることができよう。(二七年上期におゝて固定比率は海運業五〇・一、石炭業二〇〇。造船・肥料・セメント・窯業・紙・ルプ・鑛業・電力瓦斯業・商業等は五つれも一〇〇以上を示してゐる。)

第5表 流動比率(百分率)

業種	11年上期		17年上期		21年上期		24年上期		24年下期		25年上期		25年下期		26年上期		26年下期		27年上期	
	11年上期	17年上期	21年上期	24年上期	24年下期	25年上期	25年下期	26年上期	26年下期	27年上期	26年上期	26年下期	27年上期	26年上期	26年下期	27年上期	26年上期	26年下期	27年上期	
綿糸紡績	280	260	99	113	121	125	127	123	124	130										
織維工業	210	250	108	113	121	126	129	122	124	127										
全産業	220	201	101	109	114	116	116	115	115	116										

流動比率 (Current Ratio) は流動資産と流動負債 (返済期限一カ年以内のもの) の對比であつて、企業の支拂能力、信用能力の測定に利用せられ、 $(\text{流動資産} + \text{流動負債} + \text{現金}) \times 100$  をもつて示される(第5表)。この比率はアメリカにおゝては、銀行が企業の支拂能力を判断するためよく利用せられることから、銀行家比率 (Banker's Ratio) と呼ばれ、通常二〇〇パーセント以上が望ましいものとされ、所謂二對一の原則 (Two to One Rule)

とも稱せられる。

企業が戦後のインフレーションによる増加運轉資金の大部分を短期借入金によつて調達したため、流動比率は悪化しており企業財政の不安定の一面が窺われるが、二四年上期より徐徐に比率は上昇している。これは増資及び収益増加による自己資本の充實、社債の増加による短期負債の借換等によるものである。朝鮮動亂後の生産増大に伴う運轉資金の多くを短期負債に依存したため、二六年上期には一時低下したが、その後は好轉しつつある。流動比率は資産再評價の影響をうけない比率であり、又經濟不安定の今日においては戦前の二〇〇パーセントを遙かに上廻る比率に回復するにはなお相當の時日を要するものと思われる。

第 6 表 負 債 比 率 (百分率)

業 種	年 度													
	11年上期	17年上期	21年上期	24年上期	24年下期	25年上期	25年下期	26年上期	26年下期	27年上期	27年下期	28年上期	28年下期	29年上期
綿 糸 紡 績	38	75	193	761	179	182	295	263	182	133				
織 造 工 業	52	73	201	593	232	184	276	247	185	149				
全 産 業	64	103	282	573	340	227	303	182	181	178				

負債比率 (Debt Ratio) は資本の安全性に關する檢計であり、 $(\text{他人資本} + \text{自己資本}) \times 100$  をもつて示される (第 6 表)。(自己資本の中には當期利益金は含まれていない。)この比率が大なる場合、即ち他人資本が自己資本を著しく超える場合は、企業が負債過剰の危険にさらされていることを示すもので、トップ・ヘビー (Top Heavy)



と云われる。従つてこの比率は低い程望ましく、通常一〇〇パーセント以下の状態をもつて安全とされている。前にも屢々述べたごとく、戦時中および終戦後のインフレーションの進行過程において、他人資本に依存する度合が極めて高かつたため、負債比率は悪化した。二四年下期二五年上期においては資産再評價施行によつて可成り改善されている。その後浮沈はあるものの次第に好轉しつつあるが、戦前の比率に比較すれば依然として負債過多である。

II

第7表 拂込資本利益率 (百分率)

業種	年度	11年上期	17年上期	20年上期	1年上期	24年上期	24年下期	25年上期	25年下期	26年上期	26年下期	27年上期
綿糸紡績		20.1	19.2	2.03	2.47	85.49	62.98	167.11	465.56	314.55	117.55	55.63
纖維工業		17.1	18.9	0.71	1.95	46.53	44.70	145.89	411.50	201.59	93.51	47.63
全産業		12.6	13.7▲	10.13	2.11	21.58	19.60	43.18	118.83	117.87	69.02	49.44

【註】 ▲印は損失率を示す。

拂込資本利益率 (Average Paid-in Capital Profit Ratio) は  $(\text{当期利益金} \times 2) \div \text{平均拂込資本金} \times 100$  として示される(第7表)。企業の収益状況を見る場合株式投資家の立場からは、主にこの拂込資本利益率が問題となる。終戦に際して低下した利益率も、戦後逸早く立直りをみせた纖維工業、殊に綿糸紡績は二四年上期に高い利益をあげているが、續いて行われた増資に伴うだけの収益を得ることが出来なかつたこと、ドッジ・ラインによる經濟

沈滞などにより二四年下期には低下している。二五年上・下期、二六年上期には朝鮮動亂による特需、製品の値上りによる収益増大により比率は著しく増大している。(併し貨幣價值變動による収益絶對額の増大と拂込資本の相對的少額とに起因するかかる拂込資本利益率に現われた異常な高率數字そのままをもつて収益狀況の良否を判断することは妥當でないであろう。)二六年春よりの世界的景氣の反動をうけ、内外需要の減退、市況悪化による製品の値下り等による収益激減の爲、二六年下期は上期にくらべて著しく比率は低下し、二七年上期には更に前期の四七パーセントに低下している。

第 8 表 總 資 本 利 益 率 (百分率)

業 種	年 度										
	11年上期	17年上期	20年上期	21年上期	24年上期	24年下期	25年上期	25年下期	28年上期	26年下期	27年上期
綿 糸 紡 績	6.8	5.5	0.53	0.58	5.95	6.76	13.18	24.76	13.87	5.80	3.40
織 維 工 業	5.8	5.6	0.19	0.45	5.04	5.60	13.05	25.80	13.79	5.53	3.60
全 産 業	5.7	4.5▲	2.52	0.50	2.97	2.69	4.34	9.35	7.38	4.11	3.40

〔註〕 ▲印は損失率を示す。

總資本利益率 (Total Capital Profit Ratio) は企業収益力測定の根幹となるべきものであり、企業の資本構成の如何にかかわりなく行われる全投下資本の綜合収益力の測定であり、企業自體から最も關心を寄せる比率である。

總資本利益率は  $(\frac{\text{当期利益金} \times 2}{\text{期首總資本} + \text{期末總資本}}) \times 100$  で示される(第8表)。この比率は年間利益と企業の他人資本を含む總資本との割合であり、これにより企業に投下運用された總資本が、一年間にどれだけ利益をあげたかという企業全体の収益性の良否を判断することが出来る。

綿糸紡績業にあつては、終戦時を底として次第に向上し、二四年上期から下期にかけて拂込資本利益率が低下しているにも拘らず、總資本利益率が上昇しているのは、増資が行われた程には収益が増加しなかつたけれども、一般に業況は好調であつたことを意味しているものである。二五年上期・下期には朝鮮動亂の影響をうけて収益は上昇した。二六年上期・下期には價格下落、需要減退、市況悪化による収益激減、或いは原綿などの棚卸品評價損の大幅計上等により収益は減少した。二七年上期には使用總資本は増資、負債の増加により増加したが、収益が不況によりこれに伴なわなかつたため、前期よりも更に低下した。

總資本利益率は次の算式によつて、これを二つの構成要素即ち賣上高利益率と總資本回轉率に分解することができる。

$$\text{總資本利益率} = \frac{\text{当期利益金}}{\text{總資本}} = \frac{\text{当期利益金}}{\text{賣上高}} \times \frac{\text{賣上高}}{\text{總資本}} = \text{賣上高利益率} \times \text{總資本回轉率}$$

總資本利益率は賣上高利益率と總資本回轉率の相乗積であるから、總資本利益率を考へる場合にはこの兩者についても見る必要がある。

賣上高利益率は第9表の如くであり、總資本回轉率は年間賣上高と總資本の割合で、運用された總資本に對して

どれだけの売上高が得られるかをあらわすものである。総資本の回転率が早いときには総資本に對する売上高の割合は多くなるから、売上高利益率が一定であれば総資本回転率が早いほど総資本利益率は高くなるわけである。而して総資本の回転は、現金、原材料、固定資産など各資産部分の回転からなっており、各資産部分の回転が早いほど総資本の回転は早いわけであるから、固定資産回転率及び棚卸資産回転率も併せて見なければならぬ。

第9表 売上高利益率（百分率）

業種	20年上期		21年上期		24年上期		24年下期		25年上期		25年下期		26年上期		26年下期		27年上期	
	20年上期	21年上期	24年上期	24年下期	24年上期	24年下期	25年上期	25年下期	26年上期	26年下期	26年上期	26年下期	27年上期	27年上期	27年上期	27年上期	27年上期	
綿糸紡績	2.71	0.94	2.85	4.01	7.26	13.67	8.46	4.53	2.49									
織維工業	1.79	0.36	3.11	3.72	7.70	14.72	9.01	4.59	2.83									
全産業	▲10.45	1.80	0.96	1.33	2.72	5.05	4.26	2.88	2.51									

〔註〕 ▲印は損失率を示す。

第10表 総資本回転率（回数）

業種	11年上期		17年上期		21年上期		24年上期		24年下期		25年上期		25年下期		26年上期		26年下期		27年上期	
	11年上期	17年上期	21年上期	24年上期	24年下期	25年上期	25年下期	26年上期	26年下期	27年上期	27年上期	27年上期	27年上期	27年上期	27年上期	27年上期	27年上期			
綿糸紡績	0.78	0.56	0.57	1.55	1.60	1.82	1.81	1.64	1.26	1.37										
織維工業	0.83	0.59	0.70	1.44	1.53	1.69	1.75	1.53	1.19	1.27										
全産業	0.43	0.42	0.52	1.92	1.73	1.58	1.87	1.74	1.43	1.36										

前述のごとく總資本回轉率 (Total Capital Turnover) は (當期売上高×2) ÷ (期首總資本十期末總資本) ÷ 2 表わされる (第10表)。

戦後の總資本回轉率は戦前に比較して著しい高率を示している。しかも總資本回轉率は二五年度が峠であり、又賣上高利益率は二五年度下期を頂點としてあり、ためにその相乗積たる總資本利益率は二五年度下期において最高となつている。

二五年度下期より總資本回轉率が低下傾向を示しているのは、賣上高の増加に比し總資本の増加が大きかつたことを示すものであるが、二七年度上期にはやや立直りをみせている。右回轉率を昭和一一年上期當時と比較して尙高率であるのは未だ總資本が過少のためである。

第11表 固定資産回轉率 (回数)

業種	年度									
	11年上期	17年上期	21年上期	24年上期	24年下期	25年上期	25年下期	26年上期	26年下期	27年上期
綿糸紡績	1.30	1.62	6.39	34.07	8.19	6.69	8.43	8.97	5.66	4.55
織工業	1.50	1.74	5.83	17.92	8.40	6.21	7.25	7.33	4.92	4.22
全産業	0.75	1.27	2.25	10.96	8.63	5.39	6.40	5.24	3.87	3.58

$$\text{固定資産回轉率 (Fixed Assets Turnover)} = \frac{\text{當期売上高} \times 2}{\frac{\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}}{2}}$$

(第11表)、この場合の固定資産は有形資産—建設仮固定—無形資産である。

戦後における固定資産回転率は固定資産価格の低い影響を直接に反映して、その回転率は高率を示している。然るに二四年下期・二五年上期に、前期の三四・〇七回より八・一九回、六・六九回と激減しているのは再評價によるものであり、いかにその影響が大きいかを知ることができる。二五年下期、二六年上期と上昇しているのは固定資産が依然過少のためである。二六年下期より下降傾向であるのは、売上高が減少しておりながら一方固定資産が相当増加したことによるものである。

第12表 棚卸資産回転率(回数)

業種	年 度									
	11年上期	17年上期	21年上期	24年上期	24年下期	25年上期	25年下期	26年上期	26年下期	27年上期
綿糸紡績	5.7	2.7	2.91	2.77	3.42	4.40	4.01	3.52	2.81	3.30
織維工業	4.2	2.5	2.88	2.74	3.22	4.18	4.21	3.53	2.79	3.23
全産業	4.0	1.8	3.03	5.34	5.12	5.20	6.02	5.84	5.18	5.19

棚卸資産回転率 (Inventories Turnover) は  $(\text{当期売上高} \times 2) \div \left( \frac{\text{期首棚卸資産} + \text{期末棚卸資産}}{2} \right)$  で示される (第12表)。

總資本回転率、固定資産回転率が昭和二一年上期の回転率と比較してすべて上廻っており、特にそれが固定資産回転率において著しいのに對し、棚卸資産回転率は棚卸資産が比較の時價を現わすため、戦前と大した開きをみせ

ついで。

二四年上期より上昇傾向にあつた回轉率が二五年下期より下降しつつあるのは、賣行不振による在庫高の増加によるものである。二七年上期に三・三〇回と上昇してゐるのは、年間賣上高三・三パーセントの減少に對して棚卸資産（平均棚卸資産）が二〇パーセント近く減少したことに原因してゐる。

### III

資産再評價の明細（第13表（A）—（D）、第14表）

資本金及び再評價積立金に（C）しては、再評價時（ $A_1 \cdot B_1$ ）及び昭和二七年度下半期末（ $A_2 \cdot B_2$ ）の金額を掲げた。資産の分類は、土地、建物、構築物、機械及び装置、工具器具備品、車輛運搬具、その他 船舶、特許權、開發費）とし、夫々を再評價を行つたものと行わなかつたものとに分けた。この資産種類別に、帳簿價額、再評價限度額、再評價額、再評價後の帳簿價額、再評價差額を表示集計し、それらについて必要なる比率を算出した。

この場合、帳簿價額とは再評價前の帳簿價額をいひ、再評價限度額とは、陳腐化等の事由を考慮して資産再評價法に定められたところの再評價限度額をいう。再評價後の帳簿價額とは、再評價額と再評價の対象外の資産の帳簿價額との合計額であり、再評價差額は、再評價後の帳簿價額と再評價前の帳簿價額（再評價の対象となつたもの及び再評價の対象外のものの合計額）との差額、もしくは、再評價額と再評價の対象となつたものの再評價前の帳簿價額との差額である。

次に比率についていえば、 $\frac{B_1}{A_1}$  は再評價時における再評價積立金の資本金に對する倍率であり、 $\frac{B_2}{A_2}$  は昭和二

七年度下半年末における再評價積立金残存額の資本金(増資及び再評價積立金の資本組入を含む)に對する倍率である。Gは再評價の對象となつた資産についての再評價倍率であり、D<sup>H</sup>は再評價の對象とならなかつた資産をも含む總資産についての再評價倍率である。Eは再評價の對象となつた資産について、法定再評價限度額の幾パーセントまで再評價が行われたかを示し、F<sup>H</sup>は同様の割合を再評價の對象とならなかつた資産をも含む總資産について示したものである。減價却費の計算法はいづれも定率法によつてをり、再評價前と再評價後の年額及び倍率を示した。

尙表中金額の不明なところは空欄とし、ために計算出来ない倍率及びパーセント欄は斜點線で示さざるを得なかつた。公表せられた資料の形式がまちまち或いは精粗なるため、やむを得なかつたところであるが、逐次補充してゆきたいと思う。

#### 四

以上において我々は紡績十社における安全性及び収益性に關する諸比率をながめてきたが、これを戰前に比較するといづれもまだ不安定なものであるといわねばならない。就中、戦後の物價變動に對處し、適正なる減價償却費を計上することにより資本の喰潰しを防止し、經理の健全化と資本の蓄積を圖るとともに課税の適正化を期する爲に行われた固定資産の再評價については第一次再評價が行われたのみである。第一六特別國會を通過した税制改正案には、資本蓄積を促進するための減税措置が種々織込まれているが、その中において企業經營の健全化を促進する爲の第三次資産再評價を認め、昭和二八年八月七日施行をみた「資産再評價法の一部を改正する法律案」によつ



て、愈々第三次再評價は實施の段階に入りつつある。

改正法案の主要點は次の如くである。

(一)第三次再評價の基準日は昭和二八年一月一日で、再評價の對象となる資産は、基準日において第一次再評價の對象となつた資産のうち株式、出資證券を除いたものである。

(二)再評價の回数は、二八年中に一回、二九年中に一回と、二年間に二回、任意に行うることとしてゐる。但し二八年中に再評價しなかつた場合、二九年中に二回行うことは出来ないとされている。

(三)再評價の限度額が第一次及び第二次再評價の基準日以降最近迄の物價上昇率に適合する様引きあげられたこと。

(四)再評價税は前同様再評價差額の六パーセントであるが、五カ年間に均分して納付することとする。

(五)再評價積立金の資本組入の限度額は、再評價積立金から再評價税を控除した金額の四分の三から十分の九に引上げたこと。

(六)社債の發行限度は、再評價積立金から再評價税を控除した金額の四分の三を發行限度に算入していたが、今回は十分の九に引上げたこと。

資産再評價にともない、再評價税の負擔、資本に對する收益率の低下、生産原價の増額等が生ずるが、他方において、減償償却額の増加による法人税の輕減、讓渡所得計算における名目利益の排除、社債發行限度の増加、及び繰越缺損金の填補、資本金の増加、株式の無償交付を行うことが出來、對外信用を増大することを考えれば、資産再

評價は、企業經營の健全化を促進するという立場より、その損失を補つて餘りあるものがあるであらう。

(一九五三・一〇・二八)

(附記)

本稿は文部省科學研究費交付金による「纖維産業の流通機構と經營構造」(綜合研究)の一部である。最後にこの小論を執筆するに際して、資料の點において一方ならぬ援助を賜つた大阪證券取引所調査部、京都證券取引所圖書室、野村證券調査部、日本興業銀行調査部の方々に深甚なる謝意を表する次第である。

第 13 表

(A)

會 社 名 東洋紡績株式會社  
 設立年月日 大正3年6月26日  
 再 評 價 日 昭和25年1月1日  
 資 本 金 A<sub>1</sub> 1,404,500千円 [再評價時] A<sub>2</sub> 2,150,000千円  
 再 評 價 積 立 金 B<sub>1</sub> 3,825,000千円 [昭和28年4月25日現在] B<sub>2</sub> 3,597,398千円  
 再 評 價 税 229,500千円

資産再評價の明細

種 類 別	再評價の有無	帳簿価額	再 評 價 限 度	再 評 價 額	再 評 價 額	再 評 價 額	再 評 價 額	$\frac{B_2}{A_1}$	$\frac{B_2}{A_2}$	$\frac{G}{C}$	$\frac{H}{D}$	$\frac{G}{E}$	$\frac{H}{F}$
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	倍	倍	倍	倍	%	%
1 土 地	再評価を行ったもの	C 1,188	E 512,719	G 29,763			28,575						
	クを行わないもの	12,567						2.72	1.67	25.05	3.08		8.3
	計	D 13,755	F 512,719			H 42,330							
2 建 物	再評価を行ったもの	C 160,916	E 3,641,809	G 2,447,731			2,286,815						
	クを行わないもの	37,344								15.21	12.53		68.2
	計	D 198,260	F 3,641,809			H 2,485,075							
3 構 築 物	再評価を行ったもの	C 357,066	E 2,533,293	G 1,866,676			1,509,610						
	クを行わないもの	40,037								5.23	4.80		75.3
	計	D 397,103	F 2,533,293			H 1,906,713							
4 機 械 及 び 装 置	再評価を行ったもの												
	クを行わないもの												
	計												
5 工 具 器 具 備 品	再評価を行ったもの												
	クを行わないもの												
	計												
6 車 輛 運 搬 具	再評価を行ったもの												
	クを行わないもの												
	計												
7	再評価を行ったもの												
	クを行わないもの												
	計												
8 合 計	再評価を行ったもの	G 519,170	E 6,687,821	G 4,344,170			3,825,000						
	クを行わないもの	89,948								8.37	7.28		66.3
	計	D 609,118	F 6,687,821			H 4,434,118							

償却費の變化

	償 却 費 年 額	$\frac{B}{A}$
再 評 價 前	A 77,352 千円	4.54 倍
再 評 價 後	B 351,420 千円	

(B)

會 社 名 大日本紡績株式會社  
 設立年月日 明治22年6月19日  
 再 評 價 日 昭和25年1月1日  
 資 本 金 A<sub>1</sub> 1,050,000千円  
 再 評 價 積 立 金 [再評價時] B<sub>1</sub> 4,656,607千円 [昭和28年4月25日現在] A<sub>2</sub> 2,100,000千円  
 再 評 價 税 B<sub>2</sub> 4,376,688千円  
 279,396千円

## 資産再評價の明細

種 類 別	再評價の有無	帳簿価額	再 評 價 限 度 額	再 評 價 額	再 評 價 後 の 帳 簿 価 額	再 評 價 額	$\frac{B_1}{A_1}$	$\frac{B_2}{A_2}$	$\frac{G}{C}$	$\frac{H}{D}$	$\frac{G}{E}$	$\frac{H}{F}$
1 土 地	再評価を行ったもの	C 千円 3,676	E 千円 189,389	G 千円 130,170	千円	千円 126,493	4.43	2.08	35.41	14.62	68.7	35.8
	クを行わないもの	5,613	189,645									
	計	D 9,289	F 379,034		H 135,783							
2 建 物	再評価を行ったもの	C 82,141	E 2,457,309	G 2,452,945		2,370,804			29.86	16.56	99.8	99.8
	クを行わないもの	70,178	71,837									
	計	D 152,319	F 2,529,146		H 2,523,123							
3 構 築 物	再評価を行ったもの	C 1,139	E 105,236	G 84,843		83,704	74.49	32.86	80.6	80.5		
	クを行わないもの	1,488	2,049									
	計	D 2,627	F 107,285		H 86,331							
4 機 械 及 び 装 置	再評価を行ったもの	C 360,529	E 2,605,840	G 2,388,477		2,027,948	6.62	4.59	91.7	91.9		
	クを行わないもの	204,026	214,330									
	計	D 564,555	F 2,820,170		H 2,592,503							
5 工 具 器 具 備 品	再評価を行ったもの	C 8,906	E 61,371	G 56,563		47,657	6.35	2.53	92.2	95.9		
	クを行わないもの	22,180	20,740									
	計	D 31,086	F 82,111		H 78,743							
6 車 輛 運 搬 具	再評価を行ったもの											
	クを行わないもの											
	計											
7	再評価を行ったもの											
	クを行わないもの											
	計											
8 合 計	再評価を行ったもの	C 456,391	E 5,419,145	G 5,112,998		4,656,607	11.20	7.13	94.4	91.5		
	クを行わないもの	303,485	498,602									
	計	D 759,876	F 5,917,747		H 5,416,483							

## 償却費の變化

	償 却 費 年 額	$\frac{B}{A}$
再評價前	A 22,744 千円	17.46 倍
再評價後	B 397,148 千円	

(C)

會社名 鐘淵紡績株式会社  
 設立年月日 昭和19年2月1日  
 再評價日 昭和25年3月26日  
 資本金 A<sub>1</sub> 1,780,000千円  
 再評價積立金 [再評價時] B<sub>1</sub> 4,085,002千円 [昭和28年4月25日現在] A<sub>2</sub> 1,780,000千円  
 再評價税 B<sub>2</sub> 3,842,026千円  
 再評価税 245,100千円

資産再評価の明細

種 類 別	再評価の有無	帳簿価額	再評価限度額	再評価額	再評価後の帳簿価額	再評価差額	B <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>	G	H	G	H
							A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	C	D	E	F
1 土地	再評価を行ったもの	C 千円 1,134	E 千円 558,703	G 千円 23,330	千円	千円 22,196	2.29	2.16	20.57	2.19	4.2	%
	再評価を行わなかったもの	17,535										
	計	D 18,669	F	H 40,865								
2 建物	再評価を行ったもの	C 188,79	E 2,989,939	G 2,989,939		2,801,145	15.84	12.12	100			%
	再評価を行わなかったもの	63,052										
	計	D 251,846	F	H 3,052,991								
3 構築物	再評価を行ったもの	C 6,439	E 141,936	G 141,936		135,497	22.04	21.37	100			%
	再評価を行わなかったもの	219										
	計	D 6,651	F	H 142,148								
4 機械及び装置	再評価を行ったもの	C 424,308	E 1,535,312	G 1,535,312		1,111,004	3.62	3.62	100			%
	再評価を行わなかったもの	402										
	計	D 424,710	F	H 1,535,714								
5 工具器具備品	再評価を行ったもの	C 6,038	E 18,237	G 18,237		12,199	3.02	2.92	100			%
	再評価を行わなかったもの	302										
	計	D 6,340	F	H 18,539								
6 車輛運搬具	再評価を行ったもの	C 6,869	E 9,531	G 9,531		2,662	1.39	1.34	100			%
	再評価を行わなかったもの	867										
	計	D 7,736	F	H 10,398								
7 船	再評価を行ったもの	C 26	E 325	G 325		299	12.5	12.5	100			%
	再評価を行わなかったもの	0										
	計	D 26	F	H 325								
8 合計	再評価を行ったもの	C 633,608	E 5,253,983	G 4,718,610		4,085,002	7.45	6.71	89.8			%
	再評価を行わなかったもの	82,370										
	計	D 715,978	F	H 4,800,980								

償却費の變化

	償却費年額	B/A
再評價前	A 70,097千円	4.71倍
再評價後	B 329,967千円	

(D)

會社名 敷島紡績株式會社  
 設立年月日 明治25年8月5日  
 再評價日 昭和25年1月1日  
 資本金 A<sub>1</sub> 400,000千円 A<sub>2</sub> 800,000千円  
 再評價積立金 [再評價時] B<sub>1</sub> 1,622,612千円 [昭和28年4月30日現在] B<sub>2</sub> 1,128,493千円  
 再評價税 97,357千円

資産再評價の明細

種 類 別	再評價の有無	帳簿価額	再評價限度額	再評價額	再評価後の帳簿価額	再評價額	B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub>	B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub>	G/C	H/D	G/E	H/F	
1 土地	再評価を行ったもの	C 千円 2,518	E 千円 98,265	G 千円	千円	千円 16,036	4.06	1.41	倍	倍	%	%	
	再評価を行わなかったもの												
	計	D 2,518	F 98,265		H 18,554								
2 建物	再評価を行ったもの	C 48,753	E 1,000,649	G		951,869				20.52		100	
	再評価を行わなかったもの												
	計	D 48,753	F 1,000,649		H 1,000,649								
3 構築物	再評価を行ったもの	C	E	G									
	再評価を行わなかったもの												
	計	D	F		H								
4 機械及び装置	再評価を行ったもの	C 132,033	E 773,545	G		641,512				5.86		100	
	再評価を行わなかったもの												
	計	D 132,033	F 773,545		H 773,545								
5 工具器具備品	再評価を行ったもの	C 3,310	E 15,376	G		12,066				4.65		100	
	再評価を行わなかったもの												
	計	D 3,310	F 15,376		H 15,376								
6 車輛運搬具	再評価を行ったもの	C 2,064	E 2,792	G		728				1.35		100	
	再評価を行わなかったもの												
	計	D 2,064	F 2,792		H 2,792								
7 船	再評価を行ったもの	C 7	E 381	G		374				54.43		100	
	再評価を行わなかったもの												
	計	D 7	F 381		H 381								
8 合計	再評価を行ったもの	C 175,424	E 1,798,114	G 1,798,036		1,622,612				10.25	9.60	100.0	95.8
	再評価を行わなかったもの												
	計	D 188,685	F 1,891,008		H 1,811,297								

償却費の變化

	償却費年額	B/A
再評價前	A 15,488 千円	8.10 倍
再評價後	B 125,517 千円	

[註] 土地は全體の 0.54% のみにつき再評價を行う。

(E)-1

會社名 倉敷紡績株式会社 (-)  
 設立年月日 明治21年3月9日  
 再評價日 昭和25年1月1日  
 資本金 A<sub>1</sub> 500,000千円 A<sub>2</sub> 1,000,000千円  
 再評價積立金 [再評價時] B<sub>1</sub> 2,047,659千円 [昭和28年4月25日現在] B<sub>2</sub> 1,953,572千円  
 再評價税 122,860千円

資産再評價の明細

種類別	再評價の有無	帳簿価額		再評價額		再評價後の帳簿価額		再評價額		B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub>	B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub>	G/C	H/D	G/E	H/F
		C	E	G	再評價後の帳簿価額	再評價額	H								
1 土地	再評價を行ったもの	0	0	0	0	0	0	4.10	1.95	0	1	0	8.2		
	クを行わないもの	12,890	157,953												
	計	D 12,890	F 157,953		H 12,890										
2 建物	再評價を行ったもの	59,368	1,067,158				1,007,789					17.98	100		
	クを行わないもの														
	計	D 59,368	F 1,067,158		H 1,067,158										
3 構築物	再評價を行ったもの	6,883	39,116				32,233					5.68	100		
	クを行わないもの														
	計	D 6,883	F 39,116		H 39,116										
4 機械及び装置	再評價を行ったもの	171,331	1,175,047				1,003,716					6.86	100		
	クを行わないもの														
	計	D 171,331	F 1,175,047		H 1,175,047										
5 工具器具備品	再評價を行ったもの	6,224	10,097				3,873					1.62	100		
	クを行わないもの														
	計	D 6,224	F 10,097		H 10,097										
6 車轉運搬具	再評價を行ったもの	6,723	6,771				48					1.01	100		
	クを行わないもの														
	計	D 6,723	F 6,771		H 6,771										
7															
8 合計	再評價を行ったもの	263,420	2,456,142				2,047,659					8.77	94.1		
	クを行わないもの														
	計	D 263,420	F 2,456,142		H 2,311,079										

償却費の變化

	償却費年額	B/A
再評價前	A 千円	倍
再評價後	B 千円	

再評價の結果 減償償却費の年間増加額は 143,277 千円となる。

(E)-2

會社名 倉敷紡績株式會社 (二)

再評價日 昭和27年4月28日

賠償指定解除による機械装置及び工具器具備品の資産再評價の内譯は次の通りである。再評價税は再評價差額 2,073,929 円 (2,047,659 円 + 26,270 円) に對し 124,434 円 を納付することとなる。

再評價後の帳簿價額は再評價前の 8.82 倍となる。

種 類 別	再評價の有無	帳簿價額	再 評 價 限 度 額	再 評 價 額	再 評 價 後 の 帳 簿 價 額	再 評 價 差 額	G C	H D								
									千円	千円	千円	千円	倍	倍		
機 械 及 び 装 置	再評價を行ったもの	C 1,981		G 28,239	/	26,258	14.25	14.25								
	クを行わないもの	0		/	/	/										
	計	D 1,981		/	H 28,239	/										
工 具 器 具 備 品	再評價を行ったもの	C 1		G 13	/	12	13	13								
	クを行わないもの	0		/	/	/										
	計	D 1		/	H 13	/										
合 計	再評價を行ったもの	C 1,982		G 28,252	/	26,270	14.25	14.25								
	クを行わないもの	0		/	/	/										
	計	D 1,982		/	H 28,252	/										

〔註〕 萬壽、倉敷工場等に賠償指定をうけた機械装置及び工具器具等があつたが、昭和27年4月28日附賠償指定の解除をうけたので再評價の可能なものにつき再評價を実施した。



(F)

會社名 大和紡績株式會社  
 設立年月日 昭和16年5月12日  
 再評價日 昭和25年1月1日  
 資本金 A<sub>1</sub> 480,000千円 A<sub>2</sub> 960,000千円  
 再評價積立金 [再評價時] B<sub>1</sub> 1,603,407千円 [昭和28年4月30日現在] B<sub>2</sub> 1,037,410千円  
 再評價税 96,204千円

資産再評價の明細

種 類 別	再評価の有無	帳簿価額	再評価限度額	再評価額	再評価後の帳簿価額	再評価差額	B <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>	G	H	G	H
							A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	C	D	E	F
1 土地	再評価を行ったもの	C 千円 3,792	E 千円 178,038	G 千円 141,795	千円	千円	3.34	1.08	37.39	35.22	79.6	79.7
	再評価を行わなかったもの	ク 241	ク 241									
	計	D 4,033	F 178,279	H 142,036								
2 建物	再評価を行ったもの	C 38,889	E 1,230,692	G 892,344			22.95	21.46	72.5	72.6		
	再評価を行わなかったもの	ク 2,830	ク 2,684									
	計	D 41,719	F 1,233,376	H 895,174								
3 構築物	再評価を行ったもの	C 821	E 35,843	G 20,789			25.32	25.32	58.0	58.0		
	再評価を行わなかったもの	ク 0	ク 0									
	計	D 821	F 35,843	H 20,789								
4 機械及び装置	再評価を行ったもの	C 146,677	E 779,131	G 725,703			4.95	4.66	93.1	93.3		
	再評価を行わなかったもの	ク 11,659	ク 11,361									
	計	D 158,336	F 790,492	H 737,362								
5 工具器具備品	再評価を行ったもの	C 4,518	E 18,270	G 16,094			3.56	3.17	88.1	88.9		
	再評価を行わなかったもの	ク 811	ク 749									
	計	D 5,329	F 19,019	H 16,905								
6 車輛運搬具	再評価を行ったもの	C 1,106	E 2,485	G 2,485			2.25	1.91	100	103.3		
	再評価を行わなかったもの	ク 402	ク 310									
	計	D 1,508	F 2,795	H 2,887								
7 開発費	再評価を行ったもの	C 0	E 0	G 0			0	1	0	29.3		
	再評価を行わなかったもの	ク 920	ク 3,144									
	計	D 920	F 3,144	H 920								
8 合計	再評価を行ったもの	C 195,803	E 2,244,459	G 1,799,210			9.19	8.54	80.2	80.3		
	再評価を行わなかったもの	ク 16,863	ク 18,489									
	計	D 212,666	F 2,262,948	H 1,816,073								

償却費の變化

	償却費年額	B/A
再評價前	A 千円	6.5 倍
再評價後	B 千円	

〔註〕 車輛運搬具で再評価額が再評価限度額を超過しているのは、一部再評価を行わぬ資産があるためである。

(G)

會社名 吳羽紡績株式會社  
 設立年月日 昭和25年3月1日  
 再評價日 昭和25年3月1日  
 資本金 A<sub>1</sub> 700,000千円  
 再評價額立金 [再評價時] B<sub>1</sub> 2,040,649千円 [昭和28年4月30日現在] A<sub>2</sub> 700,000千円  
 再評價税 B<sub>2</sub> 1,919,633千円  
 122,439千円

資産再評價の明細

種 類 別	再評價の有無	帳簿価額	再 評 價 額	再 評 價 額	再 評 價 後 の 帳 簿 価 額	再 評 價 額	$\frac{B_1}{A_1}$	$\frac{B_2}{A_2}$	$\frac{G}{C}$	$\frac{H}{D}$	$\frac{G}{E}$	$\frac{H}{F}$
		千円	千円	千円	千円	千円	倍	倍	倍	倍	%	%
1 土 地	再評價を行ったもの	C 0	E 0	G 0		0						
	クを行わないもの	4,608	51,424				2.92	2.74	0	1	0	9.0
	計	D 4,608	F 51,424		H 4,608							
2 建 物	再評價を行ったもの	C 94,273	E 1,298,296	G 1,232,460		1,138,187			13.07	8.11		100
	クを行わないもの	65,836										
	計	D 160,109	F 1,298,296		H 1,298,296							
3 構 築 物	再評價を行ったもの	C 1,396	E 48,904	G 48,811		47,415			34.96	32.84		100
	クを行わないもの	93										
	計	D 1,489	F 48,904		H 48,904							
4 機 械 及 び 装 置	再評價を行ったもの	C 89,188	E 949,560	G 924,036		834,848			10.36	8.28		100.0
	クを行わないもの	25,525										
	計	D 114,712	F 949,560		H 949,561							
5 工 具 器 具 備 品	再評價を行ったもの	C 9,641	E 33,013	G 27,336		17,695			2.84	2.19		98.6
	クを行わないもの	5,217										
	計	D 14,859	F 33,013		H 32,553							
6 車 輛 運 搬 具	再評價を行ったもの	C 2,547	E 8,840	G 5,051		2,504			1.98	1.37		105.2
	クを行わないもの	4,249										
	計	D 6,796	F 8,840		H 9,300							
7	再評價を行ったもの											
	クを行わないもの											
	計											
8 合 計	再評價を行ったもの	C 197,045	E 2,390,039	G 2,237,694		2,040,649			11.36	7.74		98.0
	クを行わないもの	105,528										
	計	D 302,573	F 2,390,039		H 2,343,222							

償却費の變化

	償 却 費 年 額	$\frac{B}{A}$
再評價前	A 30,500千円	5.59倍
再評價後	B 170,520千円	

(H)

會社名 日東紡績株式會社  
 設立年月日 大正7年4月22日  
 再評價日 昭和25年4月1日  
 資本金 A<sub>1</sub> 600,000千円 [再評價時] A<sub>2</sub> 1,350,000千円  
 再評價積立金 B<sub>1</sub> 1,565,181千円 [昭和23年3月31日現在] B<sub>2</sub> 1,010,198千円  
 再評價税 93,910千円

資産再評價の明細

種類別	再評價の有無	帳簿価額	再評價限度額	再評價額	再評價後の帳簿価額	再評價額	$\frac{B_1}{A_1}$	$\frac{B_2}{A_2}$	$\frac{G}{C}$	$\frac{H}{D}$	$\frac{G}{E}$	$\frac{H}{F}$
		千円	千円	千円	千円	千円	倍	倍	倍	倍	%	%
1 土地	再評價を行ったもの	0	0	0	0	0	2.61	0.75	0	1	0	7.9
	クを行わないもの	7,738	97,366									
	計	7,738	97,366		7,738							
2 建物	再評價を行ったもの	121,656	888,312	887,985		766,330			7.30	7.30	100.0	100.0
	クを行わないもの	0	0									
	計	121,656	888,312	887,985	887,985							
3 構築物	再評價を行ったもの	0	0	0		0			0	1	0	8.2
	クを行わないもの	8,251	100,657									
	計	8,251	100,657		8,251							
4 機械及び装置	再評價を行ったもの	163,919	968,426	962,771		798,851			5.87	5.87	99.4	99.4
	クを行わないもの	0	0									
	計	163,919	968,426	962,771	962,771							
5 工具器具備品	再評價を行ったもの	0	0	0		0			0	1	0	29.9
	クを行わないもの	13,524	45,207									
	計	13,524	45,207		13,524							
6 車輛運搬具	再評價を行ったもの	0	0	0		0			0	1	0	60.6
	クを行わないもの	8,441	13,918									
	計	8,441	13,918		8,441							
7	再評價を行ったもの											
	クを行わないもの											
	計											
8 合計	再評價を行ったもの	285,575	1,856,738	1,850,756		1,565,181			6.48	5.84	99.7	89.3
	クを行わないもの	37,954	257,148									
	計	323,529	2,113,886		1,888,710							

償却費の變化

	償却費年額	$\frac{B}{A}$
再評價前	A 33,044 千円	4.89 倍
再評價後	B 161,670 千円	

(I)

會社名 富士紡績株式會社  
 設立年月日 明治29年3月24日  
 再評價日 昭和25年1月1日  
 資本金 A<sub>1</sub> 500,000千円  
 再評價積立金 [再評價時] B<sub>1</sub> 1,916,833千円 [昭和28年4月30日現在] A<sub>2</sub> 1,000,000千円  
 再評價税 B<sub>2</sub> 1,806,615千円  
 再評價税 115,010千円

資産再評價の明細

種 類 別	再評價の有無	帳簿価額	再 評 價 額	再 評 價 額	再 評 價 後 の 帳 簿 価 額	再 評 價 額	$\frac{B_2}{A_1}$	$\frac{B_2}{A_2}$	$\frac{G}{C}$	$\frac{H}{D}$	$\frac{G}{E}$	$\frac{H}{F}$
1 土 地	再評價を行ったもの	C 0	E 0	G 0	0	0	3.83	1.81	0	1	0	3.3
	クを行わないもの	3,763	115,555									
	計	D 3,763	F 115,555		H 3,763							
2 建 物	再評價を行ったもの	C 71,381	E 929,506	G 929,157		857,776			13.02	10.93	100.0	100.0
	クを行わないもの	15,029	14,676									
	計	D 86,410	F 944,182		H 944,186							
3 構 築 物	再評價を行ったもの	C 1,788	E 88,419	G 88,259		86,471			49.36	49.36	99.3	99.8
	クを行わないもの	0	0									
	計	D 1,788	F 88,419		H 88,259							
4 機 械 及 び 装 置	再評價を行ったもの	C 25,566	E 988,935	G 988,714		963,148			38.67	26.15	100.0	100.0
	クを行わないもの	12,731	12,123									
	計	D 38,297	F 1,001,058		H 1,001,445							
5 工 具 器 具 備 品	再評價を行ったもの	C 4,277	E 14,315	G 13,715		9,438			3.21	1.99	95.8	94.9
	クを行わないもの	5,245	5,663									
	計	D 9,522	F 19,978		H 18,960							
6 車 輛 運 搬 具	再評價を行ったもの											
	クを行わないもの											
	計											
7	再評價を行ったもの											
	クを行わないもの											
	計											
8 合 計	再評價を行ったもの	C 103,012	E 2,021,175	G 2,019,845		1,916,833			19.61	14.71	99.9	94.8
	クを行わないもの	36,768	148,017									
	計	D 139,780	F 2,169,192		H 2,056,613							

償却費の變化

	償 却 費 年 額	$\frac{B}{A}$
再評價前	A 千円	11 倍
再評價後	B 千円	

(J)

會社名 日清紡績株式会社  
 設立年月日 明治40年2月5日  
 再評價日 昭和25年1月1日  
 資本金 A<sub>1</sub> 260,000千円 A<sub>2</sub> 520,000千円  
 再評價積立金 [再評價時] B<sub>1</sub> 1,457,642千円 [昭和28年4月30日現在] B<sub>2</sub> 1,114,150千円  
 再評價税 87,459千円

資産再評價の明細

種類別	再評價の有無	帳簿価額		再評價額		再評価後の帳簿価額		再評価額		B <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>	G	H	G	H
		C	D	E	F	G	H	千円	千円	A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	C	D	E	F
1 土地	再評価を行ったもの	3,105		137,660				5,484		5.61	2.14		2.77		
	行わないもの														6.2
	計	3,105		137,660			8,539								
2 建物	再評価を行ったもの	25,542		639,882				614,340					25.05		100
	行わないもの														
	計	25,542		639,882			639,882								
3 構築物	再評価を行ったもの	437		18,614				18,177					42.59		100
	行わないもの														
	計	437		18,614			18,614								
4 機械及び装置	再評価を行ったもの	164,601		984,242				819,641					5.98		100
	行わないもの														
	計	164,601		984,242			984,242								
5 工具器具備品	再評価を行ったもの	0		0				0					1		10.0
	行わないもの	603		6,040										0	
	計	603		6,040			603								
6 車輛運搬具	再評価を行ったもの	0		0				0					1		64.0
	行わないもの	4,254		6,650									0		
	計	4,254		6,650			4,254								
7 特許権	再評価を行ったもの	0		0				0					1		100
	行わないもの	21		21									0		
	計	21		21			21								
8 合計	再評価を行ったもの	198,563		1,793,109				1,457,642					8.34		92.4
	行わないもの														
	計	198,563		1,793,109			1,656,205								

償却費の變化

	償却費年額	B/A
再評價前	A 千円	倍
再評價後	B 140,000 千円	

第 14 表

總 括

資 本 金 A<sub>1</sub> 7,674,500千円 A<sub>2</sub> 12,360,000千円  
 再 評 價 償 立 金 [再評價時] B<sub>1</sub> 24,820,592千円 [昭和27年度下半期末現在] B<sub>2</sub> 21,786,183千円

資産再評價の明細

種 類 別	再評価の有無	帳簿価額	再 評 價 限 度 額	再 評 價 額	再評価後の帳簿価額	再 評 價 額 差	B <sub>1</sub>	B <sub>2</sub>	H
							A <sub>1</sub>	A <sub>2</sub>	D
1 土 地	再評価を行ったもの						3.23	1.76	5.19
	クを行わないもの								
	計	D 80,368			H 417,156				
2 建 物	再評価を行ったもの								7.74
	クを行わないもの								
	計	D 3,634,827			H 28,144,229				
3 構 築 物	再評価を行ったもの								
4 機 械 及 び 装 置	クを行わないもの								
5 工 具 器 具 備 品	再評価を行ったもの								
6 車 輛 運 搬 具	クを行わないもの								
	計								
7 船 舶	再評価を行ったもの								21.39
	クを行わないもの								
	計	D 33			H 706				
8 開 発 費	再評価を行ったもの								1
	クを行わないもの								
	計	D 920			H 920				
9 特 許 権	再評価を行ったもの								1
	クを行わないもの								
	計	D 21			H 21				
10 合 計	再評価を行ったもの								7.59
	クを行わないもの								
	計	D 3,716,170			H 28,563,032				